

水痘・成人用肺炎球菌 の接種対象者・接種方法等について

(平成26年10月施行予定)

水痘ワクチンの接種対象者・接種方法等について

【対象者】

- 生後12月から生後36月に至るまでの間にある者。
※予防接種を受けることが適当でない者については特記事項なし。
(発熱や急性疾患などワクチン全般に共通するもの以外なし。)

【接種方法】

- 乾燥弱毒生水痘ワクチンを使用し、合計2回皮下に注射する。3月以上の間隔をおくものとして、接種量は毎回0.5mlとする。

【標準的な接種期間】

- 生後12月から生後15月に至るまでに初回接種を行い、追加接種は初回接種終了後6月から12月に至るまでの間隔をおいて1回行う。

【経過措置】

- 生後36月から生後60月に至るまでの間にある者を対象とし、1回注射する。
ただし、平成26年度限りとする。

【その他】

- 既に水痘に罹患したことがある者は接種対象外とする。
- 任意接種として既に水痘ワクチンの接種を受けたことがある者は、既に接種した回数分の接種を受けたものとみなす(経過措置対象者も含む)。
- 当該疾病はA類疾病として規定される。

成人用肺炎球菌ワクチンの接種対象者・接種方法等について

【接種対象者】

- ① 65歳の者（経過措置終了後の平成31年度より実施）。
- ② 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者（インフルエンザの定期接種対象者と同様。）。

※予防接種を受けることが適当でない者については特記事項なし。

（発熱や急性疾患などワクチン全般に共通するもの以外なし。）

【接種方法】

- 肺炎球菌ワクチン（ポリサッカライド）を使用し、1回筋肉内又は皮下に注射する。接種量は0.5mlとする。

【経過措置】

- 平成26年度から平成30年度までの間は、前年度の末日に各64歳、69歳、74歳、79歳、84歳、89歳、94歳、99歳の者（各当該年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる者）を対象とする。

例：平成26年度における65歳への接種については、平成25年度末日に64歳の者（生年月日が昭和24年4月2日～昭和25年4月1日の者）が対象となる。

- 平成26年度は、平成25年度の末日に100歳以上の者（平成26年度101歳以上となる者）を定期接種の対象とする。

【その他】

- 既に肺炎球菌ワクチン（ポリサッカライド）の接種を受けたことがある者は対象外とする。
- 平成31年度以降の接種対象者については、経過措置対象者の接種状況や、接種記録の保管体制の状況等を踏まえ、改めて検討する。
- 当該疾病はB類疾病として規定する。

成人用肺炎球菌ワクチン 経過措置対象者（平成26年度）

平成26年度に各年齢となる者

65歳：昭和24年4月2日生～昭和25年4月1日生の者

70歳：昭和19年4月2日生～昭和20年4月1日生の者

75歳：昭和14年4月2日生～昭和15年4月1日生の者

80歳：昭和 9年4月2日生～昭和10年4月1日生の者

85歳：昭和 4年4月2日生～昭和 5年4月1日生の者

90歳：大正13年4月2日生～大正14年4月1日生の者

95歳：大正 8年4月2日生～大正 9年4月1日生の者

100歳：大正 3年4月2日生～大正 4年4月1日生の者

101歳以上：大正3年4月1日以前の生まれの者